

様式第6号(第8条第2項関係)

下水道工事店継続指定申請書

令和〇年△月×日

盛岡市上下水道事業管理者様

申請者 郵便番号 〒020-0013
住所又は所在地 盛岡市愛宕町6番8号
氏名又は名称 愛宕 太郎
及び代表者氏名
電話番号 019-623-XXXX
FAX番号 019-623-XXXX
メールアドレス atagosuidou@city.morioka.iwate.jp

令和〇年△月□日で有効期間が満了する盛岡市指定下水道工事店の指定について、引き続いて指定を受けたいので、盛岡市下水道条例(以下「条例」という。)第7条の2第2項の規定により申請します。

なお、排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の兼任がある場合は、当該責任技術者の職務に支障がないことを確認しております。

事業所	所在地	盛岡市愛宕町6番8号	
	名称(屋号)	愛宕水道工業	固定電話 019-623-XXXX 携帯電話 090-XXXX-XXXX
添付書類	1 条例第7条の3第1項第5号ア及びイに該当しないことを誓約する書類(法人にあっては、役員全員の同号のア及びイに該当しないことを誓約する書類) 2 選任する責任技術者の名簿(氏名及び県内の他の事業所の兼任状況を記載したもの)、当該責任技術者に係る責任技術者証の写し及び当該責任技術者との雇用関係を証する書類の写し 3 岩手県内のいずれかの市町村において水道法第16条の2第1項の指定を受けていることを証する書類の写し(盛岡市においてこの指定を受けている場合を除く。) 4 その他、盛岡市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める書類 ※附則 ・条例第7条の2第2項…有効期間の満了後も引き続いて指定を受けようとする者は、書類を添付して管理者に申請しなければならない。 ・条例第7条の3第1項第5号ア…心身の故障により排水設備等の工事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの ・盛岡市下水道条例施行規程第8条の2…条例第7条の3第1項第5号アの管理者が定める者は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。 ・条例第7条の3第1項第5号イ…破産手続開始決定を受けて復権を得ない者		